

# 社会福祉法人 全国手話研修センター監査報告書

## (評議員会及び理事会報告)

日 時：2016（平成28）年5月12日（木）9時45分～5月13日（金）16時

場 所：全国手話研修センター2階 太秦

対 象：2015（平成27）年度 法人事業報告、財務諸表、財産目録等

方 法：法人が作成、保管する書類、帳票を精査し、担当者と質疑応答を行った

監査人：全国手話研修センター 監事 肥田弘二・藺田 日出雄

## 法人事務・事業全般

### 1. 2014（平成26）年度監査意見書への対応について

別添資料1（2015年9月理事会監事監査意見へのその後の対応一覧）のとおり、すべての項目について真摯に対応いただいています。

現在進行形および検討中の項目については引き続き努力をお願いします。

### 2. 所轄官庁に提出する報告等について

#### (1) 法務局への届け出

役員変更、定款変更等届け出は遅滞なく行われています。

#### (2) 厚生労働省への手続き

委託金申請及び実績報告も期日どおり行われています。

#### (3) 労働基準監督署への届け出

就業規則変更届等必要な届けはされています。

ただし、就業規則変更届が定款・規程集に編綴されています。これは別にファイルしたほうが良いのではと思います。また変更決裁がみあたりません。

### 3. 行政による指導監査について

2015（平成27）年度は実施されませんでした。

### 4. 公認会計士、社会保険労務士等からの報告

(1) 公認会計士からは毎月、月々の収支報告、貸借対照表、現金フローが分かる資料とコメントを添えて、理事長及び経営担当理事に報告がなされています。

(2) 社会保険労務士とは毎月の給与計算等で関わりがある他、離退職等に係る手続き等で相談しています。特に後者については個別にファイル化しておくことをお勧めします。

### 5. 理事会、評議員会

(1) 評議員会 2回開催 定款に従い召集、出席率、会議の進行、議事録等問題はありません。

(2) 理事会 5回開催 上記に同じです。

(3) 文書理事会 1 回開催 12 月期末手当について

※文書理事会は、今後予定されています社会福祉法改正に伴う法人運営の見直し後に、再度検討することにはいかがでしょうか。

6. 契約書について

契約については、過去 2 回の監査で意見を申し上げてきましたが、監査方針を十分に伝えきれずに、揃えてほしい書類を見ることができませんでした。

契約は法人の経理規程に基づき組織的に行われる必要があります。それは契約が不祥事または不適切な事案につながるものが過去に多々あり、それを防ぐためです。よって、契約の起案から締結までの流れを把握できる書類を調べる必要があります。今回は総務課が所管する契約書については拝見することができました。その他については、契約一覧表を作成いただきましたので、それにより調査しました。

(1) 契約担当者について

昨年度の監査で、契約担当者が不明確との意見を述べさせていただきましたが、今回の事務局の対応で「実情は職員全員が担当 規程の条文の改正含め検討」とあります。具体的な事務処理をする職員と契約担当者の混同があると思います。

経理規程の第 62 条に「契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれを行うことはできない。」とあります。契約の具体的な事務処理をする職員と契約担当者は違います。

これは、先に述べましたように、契約が不祥事、不適切な行為につながることを防ぎ、公正に実施されることを担保するためです。よって、理事長以外が契約者になる場合は、委任が必要となります。

(2) 理事長以外の契約について

今回提出いただいた契約一覧の 19 件の契約のうち、理事長名が 6 件 常務理事名が 12 件 不明 1 件 となっています。

理事長と常務理事で契約書への署名捺印を分担していると思われます。過去に経理規程に基づき常務理事に契約の委任したとする証拠があると思われますが、提示できるようにしておいてください。

もし委任行為がまだであれば、法人規定に準じて速やかに手続きをお願いします。

(3) 契約理由について

契約は一般競争入札が前提となります。合理的な理由がある場合または金額が少額の場合において、指名競争入札や随意契約が認められています。契約理由が分かりにくいものがあります。

7. 経営、人事、事業企画委員会について

昨年度の監査で、「三委員会については法人規則等で規定するほうが望ましい」としました。その対応として新たに「定款施行細則を制定し、法人規程として規定化した」とあります。

定款施行細則は定款に規定された事項の詳細について定めるものと考えますが、三委員会については、定款に記述されておりません。（昨年 5 月の理事会での説明が不十分で、真意をお伝えすることができませんでした。）

## 8. 各種規程等の整備について

新たに定めた定款細則（理事会）第4条3項に臨時会の規定があり、「定款第3条第3項に規定に基づき」とありますが、「定款第10条第3項」ではないでしょうか？

## 会計面の監査報告

### 1. 決算書

新会計基準（新経理規定）に沿ってほぼ正確に作成されていた。

次の三点についても申述してあるがことの性質上即決していない部分もある。

- ・アイアンドエフ・ビルディング株式会社(以下 I&F と記す)への委託、京都テルサ凛での共同経営(金融機関の貸付金証明書が当法人あてに発行されている)、資料室については決算書への注記が必要。
- ・新経理規定第5条2-(5)と3-2-ウ、エの重複とみられる部分の内容明示化。第39条-3と第40条-2の重複矛盾の訂正。
- ・重要性の原則についての理解の仕方にやや粗雑なものを感じた。  
注記等に記載すべきものを経理規定に具体的に定めてあるもの、形式に限定している印象を受けた。決算書作成の意義、役割を再確認してほしい。

### 2. 帳簿・証憑の処理

必要な帳簿、証憑類は丁寧に作成・保管がされていた。

今後は、組織図に一事業体として掲載されている手話研究所の扱い、消費税処理などに課題が発生すると思われるので鋭意工夫をお願いしたい。

ただ、ソフト作成会社との連絡が不十分なため主要帳簿に不一致がでていた。これは監査前からわかっていたとのことだが早めに解決、または監査人に監査前に知らせておくべきことであった。

勘定科目「賃借料」の中に地代家賃の支払いが多く含まれていた。資料室、亀岡事務所、おぐりなどを念頭に「地代家賃」の新しい勘定科目の利用を提言した。

### 3. 税務申告書類

- (1) 前年度の評議員会で消費税に関する強めの質問もあったので、税務申告全般の確認を行う予定だったが、監査担当の肥田が税務申告に関する責任者・作成過程・保管の状態を勘違いして書類提出を明確に求めることができなかった。  
次年度にはぜひ行いたい。なお、この件のみでなく、当初必要と考えている監査を予定通り実施するためには、監査期間を現状の2日以上に伸ばす必要があると考えている。

### 4. その他

- (1) 固定資産管理台帳に記載されている絵画の取り扱い、及び評価額1500万円の再確認を求めた。
- (2) I & Fに委託した部分については今期も監査は行っていない。

(3) 京都テルサ凜の数値報告書があったが、当法人にかかわる部分のみを抜粋する形になっていた。法人として全責任をもつという共同経営者としての認識がきちんと出ていない。凜という事業体の収支計算書、貸借対照表の報告が必要ではなかったか。

- ・法人の基本財産に対する考え方を説明いただく予定であったが、直前に関連する問題が発生し、理事会として正式な認識決定が迫られているためその決定を待つことにした。
- ・個人番号については関係帳票が見当たらなかったが社会保険労務士の指導で適切に管理しているとの報告があった。
- ・経営数値的理解については新会計基準への移行初年度で前期数値の記載が省略されるため、また事務局・顧問公認会計士の報告書に記載されることが通例となったため監事としての認識は以下の簡略な報告で済ませる。

#### 【貸借対照表】

- ①前期比の資産総額は増加し、負債総額は減少している。
- ②流動比率も標準値の3倍前後に増加している。  
よって目的積立金(留保金の枠外)が立てられる状況になっている。

#### 【事業活動収支計算書】

- ①収入、支出とも前期比でやや減少している。結果として当期活動収支差額は約1500万円と好調を維持しているが対前期比は約840万円の減少と2年連続で減少傾向に入っている。
- ②全体的に経費削減が行われているが、とも及び亀岡事業所において賃金の上昇に見合った収入の実現が苦しくなっているようだ。
- ③各拠点別の内訳をみると
  - ◆全国手話研修センター：収入、支出とも対前期比ではやや減少している。結果としての当期収支差額は約1800万円。人材養成事業、全国手話検定試験、手話研究所の数値がプラス要因になっている。
  - ◆就労支援センターとも：収入、支出とも対前期比では増加している。しかし、結果としての当期活動収支差額は約△100万円。対前期比増減も147万円の減少となっているが2年前までの繰越差額が大きく、現在の次期繰越活動増減差額が4100万円となっている。
  - ◆亀岡事業所：収入金額約2800万円だが割合でみたほうがわかりやすいと思うので、対前期比収入△23%。支出△16%となっている。結果としての当期活動収支差額は約▲180万円。

以上

原本と相違ないことを証明します。

社会福祉法人 全国手話研修センター

理事長 黒崎 信幸

